

**第406回  
天草不知火海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和7年(2025年)6月9日開催**

第406回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)6月9日(月)13時30分から

開催場所 県庁行政棟本館5階 審議会室

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 友村喜一 廣田幸英 澤田唯二  
島田豊 岸田光代 田中愛美 藤木美才 藤田香織 山田雅章

(欠席委員) 深川英穂 田代龍也 一宮睦雄

(水産振興課) 課長補佐 松尾竜生 課長補佐 大塚徹 参事 佐藤陽

(水産研究センター) 研究主幹 吉村直晃

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、  
参事 徳留剛彦、技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 熊本県資源管理方針の改正について(諮問)

第3号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」知事管理区分に配分する数量について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第406回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中12名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第406回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。ないようですので、それでは、江口会長をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。本日は、天候が悪い中、ご出席いただきありがとうございます。今回、新たに頑張ってお参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第406回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は友村委員と桑原委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明します。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから31ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。

今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、柴漬け漁業など3つの漁業と、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、くちぞこ刺し網漁業など5つの漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まずは、いか柴漬け漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右の写真のように、木の枝を束ね海底に設置します。産卵のために近づいてきたいかを吾智網や一本釣り等で漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に色付けしている天共第11号共同漁業権漁場倉岳地先です。許可予定の隻数は1隻となっております。船舶の総トン数及び推進機関の

馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。いか柴漬け漁業については、以上です。

次にかにかご漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のようなかごを設置し、かにを漁獲します。漁業時期及び操業区域は、資料4から6ページに記載のとおり、2つに分かれます。不知火地区は、スライド6番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場二見地先が10月から翌年5月までです。天草地区は、同じくスライド6番の参考図にグレーで色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内姫戸地先と緑色で色付けしている不知火海を組み合わせた区域で、8月から12月までです。許可予定の隻数は、不知火地区、天草地区が各1隻となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。にかにかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は漁協内での操業調整の関係で6月から7月までとなっています。操業区域は、スライド8番の参考図にオレンジ色で色付けしている火共第2号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は2隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった5つの漁業について説明します。

まずは、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド9番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は操業区域によって異なり、スライド10番の薄い緑で色付けした天草有明海では2月から7月及び10月から12月までとなっており、青色の不知火海と各共同漁業権漁場を組み合わせた区域、または不知火海の共同漁業権漁場内では3月15日から8月31日までとなっています。操業区域につきましては、資料8ページから9ページの2件目にかけて記載しています不知火地区の5件の制限措置のうち、4件が不知火海公海と各共同漁業権漁場内を

組み合わせた操業区域で残り1件が共同漁業権漁場内となっています。資料9ページ3件目から10ページにかけて記載しています。天草地区の8件の制限措置のうち、2件が天草有明海を操業区域としており、残り6件が不知火海と各共同漁業権漁場内を組み合わせた操業区域となっています。ご参考までにスライド10番の参考図に色分けしておりますのでご確認ください。許可予定の隻数は不知火地区が合計26隻、天草地区が合計72隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料8ページから10ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

磯建網漁業についてです。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します。漁業時期は11月から翌年4月となっています。操業区域は、スライド12番の参考図に青色で色付けしている、火共第1号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料18ページに記載のとおりとなっています。磯建網漁業については以上です。

次に囲い刺し網漁業です。スライド13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド13番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は、スライド14番の緑色に色付けした天共第9号共同漁業権漁場牛深町地先では、10月から翌年6月までまたは11月から翌年6月まで、その他の操業区域では周年となっております。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる11件の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、資料19ページから25ページに記載のとおり各共同漁業権漁場内となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド14番の参考図に色分けしておりますのでご確認ください。許可予定の隻数は合計で天草地区の32隻です。その他の内容については資料19ページから25ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次にすくい網漁業についてです。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわしで、

周年操業が可能となっています。今回、区域の異なる4種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、資料26ページから28ページに記載のとおり各共同漁業権漁場内となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド16番の参考図に色分けしておりますのでご確認下さい。許可予定の隻数は各操業区域で1隻ずつの合計4隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料26、27ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

最後に、たこかご漁業についてです。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。漁業の名称どおり、かごを使用してたこを漁獲する漁法です。漁業時期は、8月から12月までとなっております。操業区域は、スライド18番の参考図に緑色で着色している天共第4号共同漁業権漁場内大浦・須子地先です。許可予定の隻数は3隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料29ページに記載のとおりとなっています。たこかご漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド19番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、いか柴漬け漁業、その他のかご漁業が令和7年6月17日から令和7年6月25日まで、かにかご漁業が令和7年6月17日から令和7年7月24日までを予定しています。許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、くちぞこ刺し網漁業、磯建網漁業が令和7年6月30日から令和7年7月31日まで、囲い刺し網漁業が令和7年6月17日から令和7年6月23日まで、すくい網漁業及びたこかご漁業が令和7年6月17日から令和7年7月18日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

柴漬け漁業ですけども、うち（御所浦）も柴漬け漁業があり、吾智網で漁獲しています。ただ、柴を付けたところを遊漁船の方が、町外から来て、その場所で一本釣りで釣っていくわけです。

漁業者は潮が下がる時に行きますが、10ヶ所ぐらい入れて7ヶ所ぐらいはゼロです。というのは、遊漁船業がそこで釣るんです。実際その場所に行って、ここでは釣らないでくださいと言ったりもするわけです。倉岳が今出しておりますけども、漁船漁業でありながら、遊漁船業もされるわけです。そうすると、自分らが許可をも

らって入れて、遊漁船業で釣らせるということは、うちはそういうことはしておりませんが、許可のときにこれは、組合から指導をしていただきたいなと思っております。

議長 遊漁船が釣るわけですか。

友村委員 そう、知ってるんですよ。小さなブイを覚えてます。ここを吾智網で漁獲するんですけど、そこに柴が入ってるということを知っていて、お客さんのグループを乗せて釣るわけです。ちょっと釣り上げてしまえば、もうそこを網がやっても一匹も入らない。

議長 それは遊漁は止められようか。

水産振興課 今回のいか柴漁業につきましては、漁業の許可となっておりますので、遊漁船でイカを釣ることができるというものではありません。従いまして、組合の方からそういった形で指導していただくなどそういった取り組みを行っていただくようになると思います。

友村委員 組合では指導はしよるとですよ。ところがやっぱり中には、一本釣りは日本全国いいじゃないかと言われる方がおるわけです。柴漬けの吾智網で獲る人の漁業に支障を来たしているわけです。私たちが言っても止まらないわけですから、こういう場合はどうすればいいのかなというところ。これはもう何年も前から問題が出ています。

水産振興課 水産振興課でございます。いただきましたお話につきまして具体的話を漁協さん等にお聞かせいただいた上で、また改めてご相談ご回答させていただこうと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

山田委員 同じようなことが、確かしいらづけでもあったと思うんですけど、その時ちょっと記憶が定かじゃないけど委員会指示を出していたような気がするんですが、そのあたりの整合をとっていただきたい。おそらく、現場は非常に大変だということだと。

議長 この案件について、友村委員は柴漬けの話しが出てくるとされて

いる。

友村委員

牛深の方は柴漬けじゃなくて、しいらづけですよ。あそこには委員会指示をかけているんですね。だからそういう規制はできるのかなというところですよ。

水産振興課

水産振興課でございます。今年の初めに更新をさせていただきました、しいらづけ周辺での釣り漁業の禁止について委員会指示を发出しているところでございます。そうした案件と照らし合わせながら、今回の案件を相談させていただきたいと思っております。

議長

友村委員からは1、2年前からこの話ばかり出ています。その時にできるなら、委員会指示はかけているでしょう。ないから、委員会指示をかけきれないんじゃないの。

山田委員

これは遊漁が絡んでいるので、多分やりにくいところがあると思う。しいらづけも一緒だとは思いますが、そこはなかなか規制しにくいところで、実態をしっかりと把握しないといけな。それから遊漁者に対してどう周知をするのか、どこまで聞いてもらえるのかというところがおそらく懸案になってくるのだと思うので、そのあたりをしっかりと、時間も経つとるぞというご指摘なので、把握をされてみてはどうかと思っております。

友村委員

吾智網が漁に行けば、その船を知っているものですから、相手はすぐ逃げる。地元の遊漁船だったら話を知っている。ちょっとこれはいかんよと。ところが地元じゃなくてよそから来るものですから、指導してもうまくいっていない。中にはちょっと怖い人もいて、指導ができない状況もあって、漁師の方が一番困っている。どうぞよろしくをお願いします。

議長

調査しておいてくれ。

水産振興課

はい。またご報告をいたします。

議長

他にございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。  
続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず、今回の諮問に至る経緯についてご説明いたします。資料32ページをご覧ください。

国は改正漁業法に基づき、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくため、科学的な資源評価に基づくTACによる数量管理を進めております。TAC管理を行う魚種は、「特定水産資源」として国の策定する資源管理基本方針及び都道府県が策定する資源管理方針に位置付けられることとなりますが、令和7年3月7日、国の策定する資源管理基本方針の改正が官報に掲載され、「ぶり」が新たに特定水産資源として位置付けられました。

熊本県においては、同基本方針において7月1日から翌年6月末日までを管理期間とすることが規定されたことから、この度、熊本県資源管理方針においても位置付ける必要があり、諮問させていただくものです。

続いて、諮問内容である熊本県資源管理方針の改正内容についてご説明します。今回の改正点は、先ほどご説明しました、新たに特定水産資源として、「ぶり」を追加するもの、加えて、既存魚種であるまさば・ごまさばの名称変更による改正です。

まず、「ぶり」の追加についてご説明します。資料は資源管理方針案の全体を掲載しておりますが、このうちぶりが掲載される資料48ページをご覧ください。こちらは、熊本県資源管理方針の改正案のうち、国の作成する記載例に倣って作成しました「ぶり」の記載案であり、知事管理区分の設定や配分基準等について定めております。

これまで、ぶりについては国と関係漁業者との協議を踏まえ、本県においては令和7年7月からステップアップ管理を開始することとされており、本記載案の第5において、ステップアップ管理を行う旨を明示しております。加えて、ぶりについては養殖用種苗となるもじ

やこの採捕も行われることとなりますが、もじゃこについてはぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うことを併せて明示しています。

続いて、ステップアップ管理について簡潔にご説明します。資料戻りまして、33ページをご覧ください。ステップアップ管理とは、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的にTAC管理を進めるものです。資料に記載のとおり、ステップアップ管理は3段階設定され、漁獲報告のみを行うステップ1、TAC数量を試験的に分配するステップ2、採捕停止命令を伴う通常のTAC管理を行うステップ3に分かれており、約3年間を想定しているステップ1から2の期間に、TAC管理に係る課題の解決に向けて十分な進展があった場合に、通常のTAC管理であるステップ3に移行するというものです。

なお、本県においてステップアップ管理を行う資源は、本改正により、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群、ぶりの4資源となります。

なお、ぶりは本県資源管理方針の別紙2-3に規定されていた資源ですが、今回の改正により、資料50ページのとおり、削除した旨を明記することとなります。

以上がぶりを特定水産資源として位置付ける改正についてです。続いて、まさばごまさばの名称変更についてご説明します。資料戻りまして、43ページをご覧ください。まさば・ごまさばについては、従来から別紙1-6に位置付けられた特定水産資源ですが、今般、国の資源評価における系群名が変更されたことにより、資源管理上の名称も変更となりました。具体的には、これまで「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」という名称であったものが、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」と変更となりました。なお、名称は変更となりますが、実際の管理手法やスキームには変更が無い旨、補足いたします。

説明は以上になります。なお、今回の資源管理方針(案)につきまして、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今、水産振興課から第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

桑原委員

今、漁業者が半減する、魚も獲れない、後継者もない、漁獲制限とか、そういったものは全国的なことでありますので、当然それに合わせる部分はあると思いますけど、熊本県を見た時にですね、漁獲制限をかける部分いいのか悪いのか、ちょっと疑問に思う部分があるんですね。

何回かここでも発言が出ましたけど、今、温暖化で漁期もずれてる部分、その辺の調整も含めて考えた時、やり方としては色んなことがあると思うんですよ。ただ、一般的に学識委員や中立委員の皆さんも考えていることは、多分私と一緒に思う。

漁師はいなくなる、魚もいなくなる。制限ばかりで、どうやって後継者を育てるのかっていう、そういった観点からの見方はされないんですか。

水産振興課

はい、水産振興課でございます。後継者の減少、漁民の減少というお話に関わってという形だと思うんですけども、水産資源のTAC管理の関係では、全国的な国の説明内容として、こちらは人の減少というのは当然国の方も認識してるところではあるんですけども、それと別の観点として、漁業が効率的に獲れるようになってきたこと、CPU Eの増加等ですね、効率的に取れるからこそ数量規制しないと難しいというような判断もございまして、このようなTAC管理というものが、追加されたものでございます。

こちらのTAC管理は漁業法の改正に基づきまして、持続的な生産量であることに加えて、資源を最大限活用するような、いわゆるM S Y水準と呼ばれるようなものですが、最大限獲れるような状態を目指して、管理していこうというものでもございますので、TAC管理では、人の減少等もあるところではあるんですけども、海に存在する資源を最大限活用していこうというものであることとございまして、ご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えております。

桑原委員

資源管理というのは、その魚種において、少なくなった、獲り過ぎたから少なくなる。色んな考え方があるんですけど、私が言いたいのは、いない魚にも制限をかける。おそらくたくさん獲れるところは、制限をかけんと、どうしようもなくなるからそういった会議の中での制限ってわかるんですけど、熊本県を見た時、さっきの始まる前でも一緒にしょってもう何年ですか。

これだけ魚が獲れない。漁師が減る減らないの議論をここでするのはちょっとおかしいと思うんですけど、制限をする一番の大元の

部分で、そういう本質的な部分がわかった中で、制限をするならわかるんですけど、いない魚種を制限し、おかしいと思わないですか、皆さん。

それをどこに合わせるかわかりませんが、国が言ってきたからこれに合わせて下さい、いや、熊本県もこれを認めてくださいという議論でしょ。だからそれをする、するしないはもう決まっていることはいいんですけど、基本的な考え方の中にね、何度も言いますけど、そういった現状の部分理解した中で計画を立てるならいいんですけど、それは我々には通じないんでね。

ただ、ここで国に合わせて承認しなければならないのはもう仕方ないんですけど。それをしないなんてことは言わないが、あなた達は資源管理、資源管理と言うけど何か矛盾しているように思う。

議長

この問題はですね、水産庁も天草に来て遅い時間まで議論した。そこでも相当議論をして、東京でも議論しても水産庁は方針を変えない。ただ、話だけ聞くんですけど、もう方針を強行的にやっていると。本当に私も1回は東京でもう開き直って、遅い時間まで議論したこともあります。しかしそれでも変えない。そういう状況ですよ。

それとぶりのTACかな。養殖組合もいるけど、もじゃこは規制をかけないで、大きいぶりは規制をかけると、これは逆行しているよね。大きいぶりを獲るなというならば、もじゃこも獲らないで、国がぶりの稚魚を作ることが大事。それなら資源も増えてくと私はそう思うが、国はぶりの稚魚は作らんで、天然の稚魚を養殖に利用して大きいぶりは漁業者に獲るなという。これは絶対逆行している。

これはここら辺を言うてもわからないのだよね。本当に水産庁のどういう方が考えるのか、意味がわからないですよ。特に熊本県では、魚を獲るのは南の方ばかりですよ。天草とか水俣とか。熊本はほとんど海苔で、こういうことで規制をかければ、天草に一番打撃があるんですよ。このTAC管理、ぶりにしろこれは私は不思議と思います。どうですか。

水産振興課

水産振興課です。御意見ありがとうございます。

今、江口会長からありましたぶりの人工種苗の件につきましては、国も2050年までに、天然種苗ではなく人工種苗に切り替えるということを打ち出しております。熊本県としても今人工種苗の生産に着手してるところであります。これにつきましては、養殖業の業者の方にもご協力をいただきまして、徐々にですけども成果が出てきているところであります。

それとTAC管理につきましては、大型魚だけではなく、もじゃこについても制限がかかりますので、そこについても、大型魚だけではないということをご理解いただきたい。

重ねて先ほど会長からもありましたように、水産庁としては現場での、漁業者、漁業関係者向けの説明会も実施していただいているところです。それにつきましては江口会長から熊本県の漁業者代表として、ご意見をいただいております。ただ、先ほど説明がありましたように、水産庁としてはやはりぶりもTACの対象魚種に入れるというところは、現時点では変えてないというところであります。資料の33ページに、TAC管理の導入に当たりまして、段階的に上げていくという資料をつけさせていただきました。まず、ぶりに関しては、令和7年7月からステップ1、資料の一番下にあります段階でスタートすることになります。ここに書いてありますように、まずはこれからも漁業者向けの意見交換や説明を行っていく予定になっておりますので、そこで熊本県としての意見を述べさせていただきたいと考えております。基本的に3年間でステップ3までというふうに書いてありますけども、これは3年間で想定しているということでありまして、当然これで不都合があれば、この期間が長くなるというようなこともありますので、そこは十分ご理解をいただいて熊本県としての意見を述べていきたいと思っております。

議長

桑原委員が言うように、反対とか賛成じゃないんですけど、理に適わないよね。ぶりの稚魚は、養殖用の種苗に獲っていいと。しかしせっかく金になる、ぶりは獲るなど。普通だったらそれを言いたければ、県でも水産庁でも、ぶりの種苗を、養殖用の種苗をいち早く作り出してからの話だろうと私は思うけどね。

水産振興課

はい、ありがとうございます。この後の議題で、具体的にぶりのTAC管理についてご説明させていただきたいと思っておりますので、それをまた聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

他にございませんか。よろしゅうございますか。

委員

意見なし。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資

水産振興課

源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。資源管理の流れを簡単に説明します。資料63ページの図1をご覧ください。

漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の関係者の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。

熊本県で漁獲される魚種として、まあじ、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろ、まだいの8魚種、及び第2号議案で諮問いたしました、ぶりがTAC管理対象魚種に該当します。

図2をご覧ください。TAC管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。

知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問したうえで決定することとなっていますので、今回諮問させていただくものです。

資料の64ページをご覧ください。まず、令和7年7月1日から6月30日を管理期間とする2魚種のうち、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」についてご説明します。「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、397トンです。

都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位80%を構成する、漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は上位80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方

針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和7管理年度における「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の知事管理区分への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、「ぶり」についてご説明します。資料65ページをご覧ください。第2号議案でも触れましたが、まずは、令和6管理年度から導入されたステップアップ管理について改めてご説明します。

通常のTAC魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる数量を配分して行いますが、新たなTAC魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、TAC管理における課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。

具体的には、資料の図に示すとおりです。管理開始当初であるステップ1からステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、国全体の漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ1の期間は1年間で想定されています。

次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の目安数量として試行的な配分が行われます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間で想定されています。国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等関係者の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。

ステップ3からは通常のTAC管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置がなされます。

ステップアップ管理の説明は以上です。それでは、今回の諮問内容である令和7管理年度の「ぶり」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。資料66ページをご覧ください。今回、国は①のように、「ぶり」の漁獲可能量を101,000トンと決めました。次に、②ですが、国は本県における「ぶり」の都道府県漁獲可能量を「101,000トンの内数」を配分しました。都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。

先にご審議いただきました、熊本県資源管理方針では、「ぶり」では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することと

しています。

以上のことから、本県の「ぶり」における知事管理区分への配分量は③のとおり「101,000トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。

説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは、特に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

意見なし、もしくは異議なしの声

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

特になし

議長

事務局はありますか。

事務局

冒頭、お手元にお配りしてる全国海区漁業調整委員会連合会の会報と、それから封筒をお配りしています。こちらのご説明が漏れてましたので簡単にご説明いたします。

会報の方は、全漁調連から各委員の方に配付いただきたいということで、昨年度の実績等が載っておりますので、後程ご覧ください。それから封筒の中身ですが、これも毎年のご提供ですけれども、全国漁調連で毎年度省庁へ要望活動をされております。その際の各海区からの提案議題として、提案をいただきたいということで、全漁調連の事務局から提出の依頼が来ております。そこで、昨年度、県の両海区から提出しました提案議題について、時点修正等をした上で、お手元の方にお配りしているところでございます。

こちらをご確認いただきまして、追加・修正あるいは新規で提

案といったものでも可能ということでございますので、御意見等ございましたら、事務局の方にご提出いただければということで配付しているところでございます。期限は6月末までとしております。全国海区には、8月末までに提出することになっておりますので、皆さんからのご意見を取りまとめた上で、全漁調連事務局に提出する前に、会長と対応についてご相談した上で、決定していきたいと思っております。

その後、九州ブロックで取りまとめた後の照会等もありますので、また後日、追って照会等をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長

それでは、これで第406回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上